

令和6年7月1日

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定において、従来の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、新たに「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当法人では、本加算の算定要件の一つである「見える化要件」に基づき、加算の算定状況及び職場環境改善への具体的な取り組み内容は以下のとおりです。

1. 加算の取得状況

- ・算定加算：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

2. 職場環境等要件に関する具体的な取り組み

- ・「見える化要件」に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み内容を、以下の6つの区分で公表いたします。

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	・新入職員の研修を実施。 ・中高年齢者等の幅広い採用
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・エルダー・メンター・プリセプターシップ（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフト ・職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度整備
腰痛を含む心身の健康管理	・定期的な健康診断やストレスチェックの実施、休憩室、ラウンジの設置 ・腰痛ベルトの支給
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットの導入 ・センサー等の導入による業務量の縮減を実施
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの活性化